

### III 資料編

# 北広島町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成19年3月23日告示第30号

## 北広島町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

### (目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成17年法律第120号）第21条の規定に基づき、北広島町次世代育成支援対策行動計画の推進のため、必要な事項を協議する北広島町次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 地域協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 次世代育成支援対策行動計画の実施状況及び変更
- (2) 前号に定めるもののほか、次世代育成支援対策の推進に関し町長が特に必要と認めるもの

### (組織)

第3条 地域協議会の委員は、9名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子育て支援に関する機関・団体の代表者
- (3) その他町長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任できるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員の互選により、委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職を代理する。

### (会議)

第6条 地域協議会は、必要に応じ委員長が招集し議長となる。ただし、第1回地域協議会は、北広島町長が招集する。

2 地域協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 地域協議会の庶務は、北広島町福祉課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営について必要な事項は、委員長が地域協議会に諮って定める。

### 附 則

この告示は、平成19年3月30日から施行する。

## 北広島町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

(敬称略)

区分	所属（役職）	氏名	地域協議会
学識経験を有する者	児童・民生委員	加藤アツ子	
	教育委員会（教育委員長）	立川 勝治	
子育て支援に関する 機関・団体の代表者	保育所長連絡協議会（会長）	大佛 尚道	
	児童クラブ	山田 千絵	
	子育て支援センター	原寄 純子	副委員長
	校長会（会長）	金田 道紀	
	子育てサークル	中瀬 弘恵	
	青少年育成推進協議会（会長）	壽老 靖彦	
その他町長が認める者	商工会（会長）	石橋 勇治	委員長

北広島町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）  
子どもと幸せをともにする  
安心・いきいきタウン 北広島町

---

発行日：平成22年3月

発行：広島県北広島町

〒731-1595

広島県山県郡北広島町有田1234

TEL:0826-72-2111（代）

FAX:0826-72-5242

編集：北広島町福祉課子育て支援室

策定協力：(株)ジャパンインターナショナル総合研究所

---